

三重県介護支援専門員試験実施機関等の指定にかかる 企画提案コンペ参加仕様書

1 指定概要

- (1) 指定内容 介護保険法第 69 条の 27 に基づく指定試験実施機関および同法第 69 条の 33 に基づく指定研修実施機関(研修の対象は、介護支援専門員実務研修、介護支援専門員実務未経験者更新研修及び介護支援専門員再研修とする。)
- (2) 指定期間 指定日から令和 13 年3月 31 日まで
- (3) 募集内容等 「三重県介護支援専門員指定試験実施機関及び指定研修実施機関募集要項」のとおり

2 参加資格等

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 参加者資格
- (ア) 法人格があり、県内に主たる事業所があること。
 - (イ) 介護保険法及び関係政省令等で示す指定要件(※1)を満たす見込みのあること。
 - (ウ) 試験・研修実施機関を運営するために必要な経済的基礎があり、かつ試験研修実施機関運営事業の経理区分が明確にできる等、財務内容が適正であること。
 - (エ) 介護支援専門員実務研修受講試験の受験者、介護支援専門員実務研修、介護支援専門員実務未経験者更新研修及び介護支援専門員再研修の受講者及び介護サービス事業所に対して、中立性・公平性が確保できること。
 - (オ) 本事業を実施することにより、法人自体が遵守すべき他の関係法令等の違反にならないこと。
 - (カ) 介護支援専門員実務研修受講試験に備えるための講義、講習、公開模擬学力試験その他の学力の教授に関する業務を、指定日以降に行う見込みがないこと。
 - (キ) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
 - (ク) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
 - (ケ) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当するものでないこと。

こと。

(コ) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(サ) 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続きを開始している者でないこと。

(シ) 本業務を円滑に遂行するための安定的かつ健全な財政能力を有する者。

(ス) 法人が介護サービス事業を運営していないこと。

(2) 共同事業体等複数者から成る組織による参加も可能とする。ただし、その場合は当該共同事業体の構成員が、当該参加資格の条件をすべて満たすこととする。

※1 介護保険法施行令（抜粋）

（指定試験実施機関の指定の要件等）

第三十五条の十五 法第六十九条の二十七第一項に規定する指定試験実施機関（以下この条において「指定試験実施機関」という。）の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。

一 法人であること。

二 試験事務（法第六十九条の二十七第一項に規定する試験事務をいう。次号ニにおいて同じ。）を適正かつ継続的に実施する能力があると認められること。

三 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。

イ 厚生労働省令で定める事項を変更するとき、又は当該事業を廃止するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容及び時期又は当該廃止の時期並びに理由を記載した書面を添えて、都道府県知事の承認を受けること。

ロ 厚生労働省令で定める事項を変更するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容、時期及び理由を都道府県知事に届け出ること。

ハ 毎年度、当該指定に係る事業の計画を作成し、これを都道府県知事に提出し、及び当該事業の終了後、速やかに、当該事業の実績を都道府県知事に報告すること。

ニ 試験事務の実施に関して都道府県知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

2 都道府県知事は、指定試験実施機関が、次の各号のいずれかに該当する場合には、法第六十九条の二十七第一項の指定を取り消すことができる。

一 不正な手段により法第六十九条の二十七第一項の指定を受けたとき。

二 法第六十九条の二十八第一項の規定に違反したとき。

三 法第六十九条の二十九の命令に違反したとき。

四 前項各号の要件を満たすことができなくなると認められるとき。

3 都道府県知事は、法第六十九条の二十七第一項の規定による指定及び前項の規定

による取消しを行ったときは、その旨を公示しなければならない。

- 4 前三項に規定するもののほか、指定試験実施機関に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(指定研修実施機関の指定の要件等)

第三十五条の十六 法第六十九条の三十三第一項に規定する指定研修実施機関（以下この条において「指定研修実施機関」という。）の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。

- 一 研修事務（法第六十九条の三十三第一項に規定する研修事務をいう。次号ホにおいて同じ。）を適正かつ継続的に実施する能力があると認められること。

- 二 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。

- イ 厚生労働省令で定める事項を変更するとき、又は当該事業を廃止するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容及び時期又は当該廃止の時期並びに理由を記載した書面を添えて、都道府県知事の承認を受けること。

- ロ 厚生労働省令で定める事項を変更するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容、時期及び理由を都道府県知事に届け出ること。

- ハ 法第六十九条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修及び法第六十九条の八第二項に規定する更新研修を修了した者について、厚生労働省令で定める事項を記載した名簿を作成し、及びこれを都道府県知事に送付すること。

- ニ 毎年度、当該指定に係る事業の計画を作成し、これを都道府県知事に提出し、及び当該事業の終了後、速やかに、当該事業の実績を都道府県知事に報告すること。

- ホ 研修事務の実施に関して都道府県知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

- 2 都道府県知事は、指定研修実施機関が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、法第六十九条の三十三第一項の指定を取り消すことができる。

- 一 不正な手段により法第六十九条の三十三第一項の指定を受けたとき。

- 二 法第六十九条の三十三第二項の規定により準用する法第六十九条の二十九の命令に違反したとき。

- 三 前項各号の要件を満たすことができなくなったと認められるとき。

- 3 都道府県知事は、法第六十九条の三十三第一項の規定による指定及び前項の規定による取消しを行ったときは、その旨を公示しなければならない。

- 4 前三項に規定するもののほか、指定研修実施機関に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

3 企画提案資料の提出

- (1) 企画提案書（別紙1） 7部（正本1部、副本6部）
なお、企画提案書には、ページ番号を付すこと。
- (2) 同様の業務の実施実績があれば（実施年度、事業名、契約相手事業内容等）を記載した書面（様式任意、3件まで）7部
- (3) 共同事業体等複数者から成る組織による参加の場合は、共同事業体協定書兼委任状（別紙2）7部（正本1部、副本6部）
- (4) 提出期限及び提出先
 - (ア) 提出期限 令和7年3月19日（水）17時15分まで
 - (イ) 提出先 下記9の担当課に持参のこと

4 最優秀提案者に提出を求める資料

企画提案コンペ選定委員会による審査により最優秀提案者になった者は、県の指示する様式で、介護保険法施行規則第113条の37及び第113条の38に規定する指定申請書類を令和7年3月31日（月）17時15分までに提出すること。

5 最優秀提案の選定・評価方法

- (1) 選定
三重県介護支援専門員試験実施機関等の指定にかかる企画提案コンペ選定委員会において、提出された企画提案書により審査を行い、最優秀提案1件を決定する。
企画提案コンペの審査基準は、「三重県指定試験実施機関及び三重県指定研修実施機関 評価基準」（別紙3）のとおりとする。
- (2) 選定結果の通知
選定結果は、後日速やかに提案者に通知するとともに、三重県ホームページにて公表する。
- (3) 機関の指定
三重県は、介護保険法及び関係省令に基づき、最優秀提案者に指定申請の手続きを依頼し、設備、人員及び運営に関する基準等を確認のうえ、適正と認めらうえで指定を行う。

6 質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付期間
令和7年3月7日（金）17時15分まで
- (2) 質問の提出方法

書面持参、ファクシミリ、電子メール (chojus@pref.mie.lg.jp) にて下記 9 の担当課宛てに提出する。

(3) 質問の内容

原則として、当該指定業務に係る条件や応募手続き的な事項に限る。

なお、次の質問は受け付けていない。

- ・企画内容に関する照会
- ・他の応募者の提案書提出状況に関する質問
- ・採点に関する内容

(4) 回答方法

受けた質問に対する回答については、令和 7 年 3 月 12 日 (水) 17 時 15 分までに、原則三重県ホームページに掲載する。

7 無効となる提案

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

- (1) 企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 提案者が本企画提案コンペに対して 2 以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
- (5) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
- (6) その他、あらかじめ支持した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

8 その他

- (1) 企画提案書及び指定手続きにおいて使用する言語は、日本語に限る。
- (2) 企画提案に要する費用は、コンペ参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (4) 企画提案書は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。

9 担当課

〒514-8570 三重県津市広明町 1 3 番地

三重県医療保健部 長寿介護課

居宅サービス・介護人材班

電話 059-224-2262

ファクシミリ 059-224-2919

電子メールアドレス：chojus@pref.mie.lg.jp

別紙 1

三重県指定試験実施機関及び三重県指定研修実施機関企画提案書

令和 年 月 日

三重県医療保健部長 様

提案者

所在地

法人名

代表者職氏名

印

介護保険法第 69 条の 27 に規定する指定試験実施機関及び介護保険法第 69 条の 33 に規定する指定研修実施機関の指定を受けたいので、「三重県指定試験実施機関及び三重県指定研修実施機関募集要項」に基づき、企画提案書を提出します。

記

1 法人全体

- (1) 法人概要 (様式 1-1)
- (2) 誓約書 (様式 1-2)
- (3) 定款・登記簿謄本
- (4) 納税証明書 (法人税、消費税及び法人事業税)

2 事業運営

- (1) 指定試験実施機関事業計画 (様式 2-1)
- (2) 指定研修実施機関事業計画 (様式 2-2)
- (3) 事業所平面図 (様式 2-3)

3 試験・研修実施機関の組織体制

- (1) 組織図・職員一覧 (様式 3-1)
- (2) 第三者を交えた独立した決定機関 (委員会) (様式 3-2)
- (3) 指定試験実施機関・指定研修実施機関管理者経歴書 (様式 3-3)

4 人材及び会場確保・研修内容

- (1) 講師・指導者の状況 (様式 4-1)
- (2) 試験会場の確保状況 (様式 4-2)
- (3) 研修カリキュラム (様式 4-3)
- (4) オンライン・オンデマンド研修に係る準備状況 (様式 4-4)

5 経営状況

- (1) 事業費収支見込み (様式 5-1)
- (2) 過去 3 年間の決算書類 (貸借対照表及び損益計算書)

6 苦情対応・リスクマネジメント

- (1) 苦情に対して講ずる措置の概要 (様式 6-1)
- (2) 個人情報保護の対応・コンプライアンス体制について (様式任意)

【連絡担当者】氏名：

電話：

F A X：

E-mail：

様式 1 - 1

法 人 概 要

1 法人名

2 所在地

3 代表者氏名・住所

4 設立年月日

5 沿革

様式任意 (パンフレット等でも可)

6 主な事業内容

様式任意 (パンフレット等でも可)

様式 1-2

誓約書

令和 年 月 日

三重県医療保健部長 様

申請者

所在地
法人名
代表者職氏名

印

三重県指定試験実施機関及び三重県指定研修実施機関募集に係る企画提案書提出に際し、下記のとおり誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない。
 - 2 最近3年間において、国税(法人税、消費税)又は地方税(法人事業税)を滞納していない。
 - 3 応募書類提出時点において、県の一般競争入札の参加停止又は指定競争入札の指名停止等の措置を受けていない。
 - 4 会社更生法、民事再生法等により更生または再生手続きを開始していない。
 - 5 本業務を円滑に遂行するための安定的かつ健全な財政能力を有する。
 - 6 暴力団等排除について
 - (1) 指定機関は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
 - (2) 指定機関が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
 - 7 次の事項が遵守されている。(□欄にチェックしてください)
 - 介護保険サービス事業を自ら提供していない。
 - 介護保険サービスを現に提供する事業者の役員、職員、3親等内の血縁関係者またはこれらであった者(以下「介護サービス関係役員」という。)が、当該法人の役員の過半数を占めていない。また、過半数を占めている場合は、介護サービス関係役員以外の者で、試験事務及び研修事務の意思決定できる機関を指定日までに設置することができる。
 - 法人の定款等に、試験事務及び研修事務に関して当該法人の理事会と区分して業務を決定することを定めるとともに、試験事務及び研修事務に関する会計を当該法人の会計から区分し、特別の会計として経理する。
 - 介護保険サービスを現に提供する事業者が、当該法人の会員の過半数を占めていない、又は、法人の定款等に、調査事務に関して当該法人の会員の決定と区分して業務を決定することを定めている。
- なお、当該宣誓に違反があった場合には、それまで申請者が費やした費用を賠償することなしに、事前協議で選定された申請者を、県が一方的に、選定結果を取り消す権利を有することに合意します。

様式2-1 【赤字は記載の考え方です】

指定試験実施機関事業計画

1 基本方針

- ・指定試験実施機関を運営するにあたっての考え方や方針を記載

2 事業運営の考え方

- ・介護支援専門員実務研修受講試験を受験する方に、中立・公平かつ円滑に試験を実施するための基本方針に沿った事業の考え方を記載

3 試験事務スケジュール

- 令和7年4月 選定決定後、事務所及び準備室設置
職員確保、次年度計画素案作成
試験実施機関の基礎体制確立 指定申請
試験事務業務スタート 試験事務計画策定
- 5月 試験案内作成
- 6月 試験案内配布
- 7月 受験申込書受付
- 8月 受験申込書の審査
- 10月 受験通知書の発送
試験実施
- 11月 試験解答の採点
- 12月 合否通知書の発送
- 令和8年3月 次年度計画素案作成

4 その他 独自の提案事項(指定研修実施機関と合わせて記載可)

- ・試験事務を円滑に進めるための工夫 等
- ・受験案内の配布・周知の工夫 等

様式2-2 【赤字は記載の考え方です】

指定研修実施機関事業計画

1 基本方針

- ・指定研修実施機関を運営するにあたっての考え方や方針を記載

2 事業運営の考え方

- ・研修受講者に、中立・公平かつ円滑に研修を受けていただくための基本方針に沿った研修カリキュラム策定、講師及び指導者の確保方法の考え方を記載

3 研修事務スケジュール

令和7年4月 選定決定後、事務所及び準備室設置

職員・講師・指導者の確保・調整、次年度計画素案作成

研修実施機関の基礎体制確立 指定申請

研修事務業務スタート 研修事務計画策定

5月 研修カリキュラムの確定

7月 実務未経験者更新研修・再研修受講案内の発送

9月 上記研修実施(12月まで)

12月 上記研修修了証の発送

実務研修受講案内の発送

令和8年1月 実務研修実施(5月下旬まで)

3月 次年度計画素案作成

5月 実務研修修了証の発送

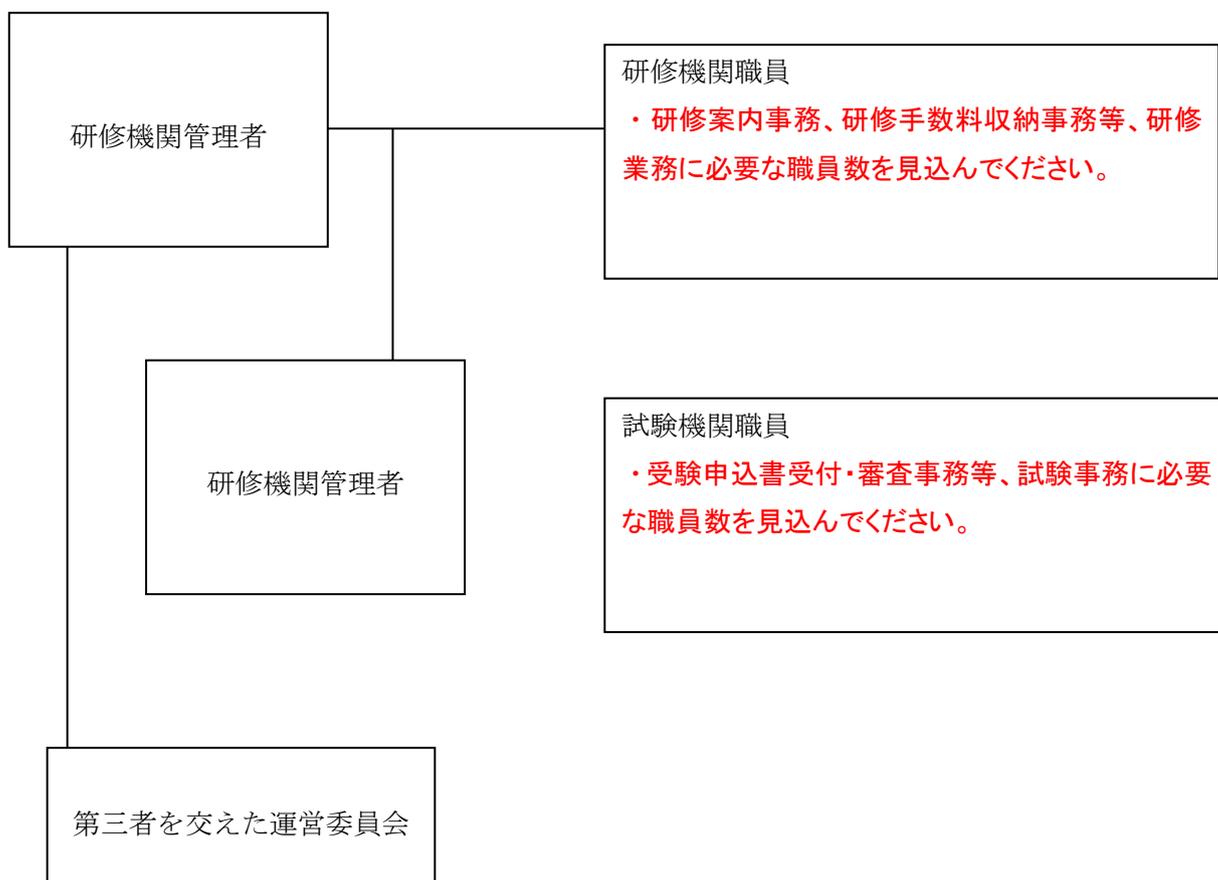
4 その他 独自の提案事項(指定研修実施機関と合わせて記載可)

- ・研修事務を円滑に進めるための工夫 等
- ・研修内容の工夫 等

様式 3 - 1

組織図・職員一覧（見込み）

【例】



※試験機関管理者と研修機関管理者の兼務は可能です。

様式3-2

第三者を交えた独立した決定機関（委員会）

【例】

	職種	予定委員
1	【例】福祉事業関係者代表	
2	【例】医療関係者代表	
3	【例】学識経験者	

※試験事務及び研修事務業務を進めるにあたって、受験資格の審査結果や研修内容等について苦情があった場合、第三者的な機関として、委員会において審議する必要があります。そのためにも試験事務・研修事務」業務とは独立した中立・公平な委員会設置が必要となります

※既存の独立した委員会がある場合は、それを活用することも可とします。その場合は、委員会の規約等の写しを添付し、今後規約改正等をお願いします。

様式 3-3

指定試験実施機関・指定研修実施機関 管理者（候補者）経歴書

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名			
主な職歴等			
年 月 ～ 年 月	勤 務 先 等	職 務 内 容	
職務に関連する資格			
資 格 の 種 類		資 格 取 得 年 月	
備考（研修等の受講の状況等）			

備考 指定試験実施機関及び指定研修実施機関の管理者の2枚作成してください。
ただし、両機関の管理者が同一の場合は、1枚にまとめても構いません。

様式 4-1

講師・指導者の状況

No.	氏名	所属名、資格又は経験	担当内容
1	【例】 ○○ ○○	○○大学○○学部教授	○○講義の講師
2	【例】 ×× ××	××研究所××課長	××講義の講師
3	【例】 △△ △△	三重県介護支援専門員指導者	グループ演習指導者
4	【例】 ◇◇ ◇◇	別紙のとおり	別紙のとおり
5			
6			
...			

※「所属名、資格又は経験」欄及び「担当内容」欄に記入できない場合は、任意の様式に必要事項を記入して提出いただいても構いません。

様式4-2

試験会場の確保状況

No.	会場名	所在地	定員
1	【例】四日市大学	四日市市萱生町 1200	〇〇名
2	【例】皇學館大学	伊勢市神田久志本町 1704	〇〇名

※令和7年度における予定会場を記入してください。

※試験会場及び研修会場については、応募時点で想定している会場を記入してください。

様式4-3

研修カリキュラム（令和7年度の予定）

1 実務研修カリキュラム(予定)

講座名	講師等名	内容	時間帯
【例】〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇〇〇について	1日目〇〇〇分
【例】×××	×× ××	××××について	1日目×××分
【例】△△△	△△ △△	△△△△について	2日目△△△分
【例】□□□	□□ □□	□□□□について	2日目□□□分
...			

2 実務未経験者更新研修カリキュラム(予定)

講座名	講師等名	内容	時間等
【例】〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇〇〇について	1日目〇〇〇分
【例】×××	×× ××	××××について	1日目×××分
【例】△△△	△△ △△	△△△△について	2日目△△△分
【例】□□□	□□ □□	□□□□について	2日目□□□分
...			

3 再研修カリキュラム(予定)

講座名	講師等名	内容	時間等
【例】〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇〇〇について	1日目〇〇〇分
【例】×××	×× ××	××××について	1日目×××分
【例】△△△	△△ △△	△△△△について	2日目△△△分
【例】□□□	□□ □□	□□□□について	2日目□□□分
...			

4 研修スケジュール(予定)

(例)【実務研修】

(1日目) 集合研修

(2日目) 集合研修

中3日

(3日目) 講義・演習

中1日

(4日目) 講義・演習

(略)

(10日目～12日目) 3日実習期間 約3週間

(11日目) 講義・演習

中2日

(略)

(19日目) 講義・演習

【実務未経験者更新研修】

同様に記載

【再研修】

同様に記載

5 研修の実施コース数

実務研修	(例) 2コース
実務未経験者更新研修	(例) 4コース
再研修	(例) 4コース

※令和6年3月28日付け厚生労働省老健局長通知「介護支援専門員資質向上事業の実施について」を参考に作成してください。

※研修スケジュールは、標準的な1例を記入してください。

※この様式に記入できない場合は、別紙により作成しても構いません。

様式 4-4

オンライン・オンデマンド研修に係る準備状況

I オンライン研修

1. オンライン研修に必要な機材について

- (例)・Web カメラ 2 台、パソコン 2 台 確保済み
- ・WiFi 環境あり

2. 受講者・講師等へのサポート等について

- (例)・オンライン研修システムの操作説明書を作成し、配布。
- ・受講者の受講状況を随時把握し、受講が遅れている受講者には電話で受講を促すなど、すべての受講者が研修を終えられるよう管理を行う。

3. オンライン研修時の通信障害の際の対応について

- (例)・予備の機器・通信環境を準備している。
- ・通信障害によりやむを得ず研修実施が不能となった場合、日程の振り替えにて対応する。

4. その他オンライン研修を行うための工夫

5. オンライン環境が整わない受講者への配慮について

II オンデマンド研修

1. 実施体制

2. 実施方法

- (例)
- ・日本介護支援専門員協会の介護支援専門員研修講義動画配信システムを利用し、講義を行う。

3. その他オンデマンド研修を行うための工夫・受講者への配慮

様式 5 - 1

事業費収支見込み

本様式は、あくまでも効率的な運営が可能な法人を審査するための資料です。

収入

大項目	中項目	積算根拠	収入額
手数料	試験手数料		
	試験問題作成手数料		
	実務研修手数料		
	実務未経験者更新研修手数料		
	再研修手数料		
合計			

支出

大項目	中項目	積算根拠	支出額
試験事務	人件費		
	旅費		
	会場使用料		
	試験問題作成委託料		
	事務経費		
	計		
研修事務	人件費		
	旅費		
	会場使用料		
	講師謝金		
	事務経費		
	計		
共通の運営費	事務所賃借料		
	備品賃借料		
	計		
その他	備品引当金		
	修繕引当金		
	借入金利息		
	計		
合計			

※内訳を明確にし、諸経費等の科目は使用しないでください。

※同様のエクセルファイル等を作成して計算していただいても可とします。

苦情に対して講ずる措置の概要

措置の概要
受験申込者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置 ・ 予定でも可
2 研修申込者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置 ・ 予定でも可
3 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
4 第三者委員会の活用 ※試験事務及び研修事務については、受験資格の審査結果や研修修了者の認定等について、苦情があった場合、第三者的な機関として委員会において審議する必要があると考えます。そのためにもセンター業務とは独立した中立・公平な委員会の設置が必要となります。
5 その他参考となる事項

備考

上の事項は例示であり、これにかかわらず苦情処理に係る対応方針を具体的に記してください。

共同事業体協定書兼委任状

令和 年 月 日

三重県知事あて

共同事業体名

代表者 所在地

商号等

代表者職氏名

電話番号

印

件名	三重県介護支援専門員試験実施機関等の指定にかかる企画提案コンペ
----	---------------------------------

上記件名の企画提案コンペに参加するため、共同事業体を結成し、三重県との間における下記事項に関する権限を代表者に委任して申請します。

なお、当該件名の落札者となった場合は、各構成員は業務の遂行及び当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

共同事業体の名称	
共同事業体の代表者 (受任者)	〈代表構成団体〉 所在地 商号等 代表者
共同事業体事務所 所在地	
共同事業体の構成団体 (委任者)	〈構成団体〉 所在地 商号等 代表者
共同事業体の成立、解散の時期及び委任機関	届出の日から指定期間終了後3か月を経過する日まで。ただし、当共同事業体が上記件名の指定機関とならなかった場合はただちに解散します。 また、当共同事業体の構成員の脱退又は除名については、事前に三重県の承認がなければこれを行うことができないものとします。
委任事項	1 企画提案に関する件 2 指定手続きに関する件
その他	1 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。 2 この協定書に定めのない事項については、構成員全員により協議することとします。